

# 仕 様 書

## 1 業務名

広島市医師会運営・安芸市民病院売店運営事業

## 2 業務概要

### (1) 業務の内容

広島市医師会運営・安芸市民病院における売店の運営

### (2) 協定期間

協定を締結した日から令和13年3月31日まで

### (3) 営業開始日

令和8年11月2日

## 3 病院の概要

### (1) 名称及び所在地

広島市医師会運営・安芸市民病院（広島市安芸区畑賀二丁目14番1号）

### (2) 診療日時

#### ア 診療日

水曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む）及び8月6日並びに12月29日から翌年1月3日までを除く毎日

#### イ 診療時間

午前8時30分から午後5時まで

## 4 売店の概要

### (1) 場所

新棟1階（別図参照）

### (2) 延床面積

41.2776㎡

### (3) 構造

鉄筋コンクリート造

## 5 運営条件

### (1) 営業条件

#### ア 営業日

前記3(2)アに定める診療日を基本とする。ただし、利用者の利便性向上等の観点から、営業日の拡大について提案することができる。なお、最終的な営業日は本市と協議した上で決定する。

#### イ 営業時間

午前8時30分から午後5時までを基本とする。ただし、運営事業者からの提案により変更することができる。なお、午前10時から午後3時までは必須営業時間とし、最終的な営

業時間は本市と協議した上で決定する。

ウ 従業員の配置

売店のレジは有人レジとし、営業時間中は従業員を配置すること。

エ 病院が指定する医療品等（別紙1を参考）については必ず取り扱うこと。

その他、運営事業者は利用者の利便性向上に資する商品を提案し、販売することができるものとする。なお、詳細な取扱商品等は、本市と協議した上で決定する。

オ 酒類、タバコ及び青少年に有害な図書・ビデオ類は販売しないこと。

(2) その他の条件

ア 使用許可物件を第三者に転貸しないこと。ただし、フランチャイズ制を導入し、事前に本市の承認を得た場合はこの限りではない。

イ 営業に必要な各種法令に基づく許認可については、運営事業者が取得すること。

ウ 物品等の搬入・搬出時間及び経路については、病院職員の指示に従うこと。

エ 看板等の色彩、寸法及び数量については、病院施設との一体性の確保に留意することとし、事前に市の承認を受けること。

エ 売店に係る苦情等については、運営事業者が責任を持って適切に対応すること。

オ 従業員の接遇研修を定期的実施し、常に良好なサービスの提供に努めること。

カ 提案書に記載した「その他の提案」は、市の承認を得て実施すること。

6 施設設備の整備区分・費用負担等

(1) 施設設備の整備区分

施設設備に係る本市と運営事業者の整備区分は別紙2のとおりである。

(2) 費用負担

次に掲げる費用については、運営事業者の負担とする。なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第4項の規定に基づく、行政財産使用料は免除する。

ア 使用料（運営事業者からの提案による）

イ 施設設備の維持管理、修繕、交換（蛍光灯の交換等）等

ウ 店舗内の清掃（空調機エアフィルターの清掃を含む。）、警備、廃棄物の処理及び害虫駆除等

エ 電話の回線使用料及び通話料

オ 光熱水費

7 その他

(1) 本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、当病院・運営事業者両者協議により業務を進めるものとする。

(2) 運営事業者は、従事者に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法その他法令を遵守すること。